太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領

（目的）

第１条　この要領は、太陽光パネル設置普及啓発事業を実施するに当たり、太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店の登録等に必要な要件及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、用語の定義は、太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に定めるところによる。

（自主行動基準等）

第３条　太陽光発電及び蓄電池システムの製造者及び施工店は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に行動基準を届け出なければならない（様式１）。

２　太陽光発電及び蓄電池システムの販売店（以下「販売店」という。）は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主行動基準」を参考に行動基準の届け出、公示されている又は府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に自主的な行動基準を策定しなければならない（様式１）。

３　第１項及び前項後段の届け出をする場合にあっては、府が大阪府消費者保護条例第12条第２項から第４項までに準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表しなければ、事業者等は登録を申請することができない。

（登録の対象）

第４条　府は、次の各号に該当する太陽光発電システム製造者を登録する。

一　事業実施要領別表の規定に適合する登録太陽光発電システムを有し、この規定に適合し、かつ、漏水対策を施した標準的な設計・施工要領を有すること。

二　前号の標準的な設計・施工要領について、太陽光発電システム施工者へ研修を行い、修了者に施工ＩＤを発行していること。

三　施工店に対し、登録太陽光発電システムの設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な助言及び指導を行っていること。

四　登録太陽光発電システム設置及び太陽光発電システム登録事業者等に関する問い合わせ又は相談窓口を設けること。

五　登録太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を有すること。

六　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ロ　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

ハ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ニ　法人にあっては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、又は個人にあっては個人府民税及び個人事業税の滞納者

七　本制度による登録事業者の指定を取り消され、又は建築基準法、建築士法、建設業法その他建築に関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から２年を経過していること。

２　府は、次の各号に該当する太陽光発電システム施工店を登録する。

一　営業所毎に、太陽光発電システム登録製造者が発行する施工ＩＤを有する施工者を設置すること。

二　前項第六号及び第七号に該当すること。

三　太陽光発電システム登録製造者が次のイ及びロに掲げる登録太陽光発電システム設置工事実績を確認できること。

イ　過去１年間に工事実績が１件以上あること。

ロ　過去３年間に総数10件以上の工事実績があること。

３　府は、次の第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号に該当する太陽光発電システム販売店を登録する。

一　登録太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を有すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　太陽光発電システム登録施工店が次のイ及びロに掲げる登録太陽光発電システム設置工事販売実績を確認できること。

イ　大阪府内での過去１年間に販売実績が１件以上あること。

ロ　大阪府内での過去３年間に総数10件以上の販売実績があること。

四　府に太陽光発電システム販売店から前号イ及びロに掲げる事項を証する書面として太陽光発電システム登録製造者が発行する登録太陽光発電システムの保証書の写しの提出があること。

４　府は、次の各号に該当する蓄電池システム製造者を登録する。

一　事業実施要領別表の規定に適合する登録蓄電池システムを有し、標準的な設計・施工要領を有すること。

二　前号の標準的な設計・施工要領について、蓄電池システム施工者へ研修を行っていること。

三　施工店に対し、登録蓄電池システムの設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な助言及び指導を行っていること。

四　登録蓄電池システム設置及び蓄電池システム登録事業者等に関する問い合わせ又は相談窓口を設けること。

五　登録蓄電池システムの維持保全に係る窓口を有すること。

六　第１項第六号及び第七号に該当すること。

５　府は、次の各号に該当する蓄電池システム施工店を登録する。

一　営業所毎に、蓄電池システム登録製造者が規定する施工者を設置すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　第２項第三号に規定する登録太陽光発電システム設置工事実績を確認できること。

６　府は、次の第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号に該当する蓄電池システム販売店を登録する。

一　登録蓄電池システムの維持保全に係る窓口を有すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　第３項第三号に規定する登録太陽光発電システム設置工事販売実績を確認できること。

四　第３項第四号に規定する保証書の写しの提出があること。

（登録事業者の申請）

第５条　登録を受けようとする事業者等は、太陽光発電及び蓄電池システムの製造者（以下「製造者」という。）にあっては製造者概要書（別紙１－１）及び誓約書（別紙２）を添えて登録申請書（様式２）を、太陽光発電及び蓄電池システムの施工店（以下「施工店」という。）にあっては施工店概要書（別紙１－２）、太陽光発電システム登録製造者確認書（別紙２－１）及び誓約書（別紙２）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて登録申請書（様式２）を、販売店にあっては販売店概要書（別紙１－３）、太陽光発電システム登録施工店確認書（別紙２－２）及び誓約書（別紙２）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて登録申請書（様式２）を府に申請しなければならない。ただし、太陽光発電システム登録事業者等が蓄電池システム製造者、施工店又は販売店の登録を受けようとする場合は登録申請書及び概要書のみ提出することとする。

（登録証の交付）

第６条　府は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、当該事業者あてに登録の通知（様式３）を行い、事業者等登録証（別紙３）を交付する。

２　府は、前項の規定による申請を適当と認めないときは、登録申請却下通知書（様式４）によりその旨を通知しなければならない。

３　登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度の３月31日までとする。

（登録事業者等の公表）

第７条　府は、前条第１項の規定により事業者等に登録証を交付したときは、事業者等登録簿（様式５）に当該事業者を登録し公表するとともに、製造者概要書（別紙１－１）、施工店概要書（別紙１－２）及び販売店概要書（別紙１－３）を公表する。ただし、施工店概要書にあっては、別紙様式に非公開と記載している部分については、公表しない。

（登録事項の変更）

第８条　登録事業者等は、第５条の規定により申請した事項に変更があったときは、登録変更届出書（様式６）を正副各１部府に届け出なければならない。

２　府は、前項の規定による届出を受理したときは、事業者等登録簿の内容を変更する。

３　登録事業者等が、第１項の規定による手続きを行わないときは、府は、当該登録事業者等に対して当該手続きの実行を指示することができる。

（登録の更新）

第９条　登録の更新を受けようとする登録事業者等は、有効期間が満了する年の２月28日までに登録更新申請書（様式７）を府に申請しなければならない。

２　府は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、申請者あてに登録更新の通知（様式８）を行い、更新した事業者等登録証を交付するとともに、事業者等登録簿の内容を更新する。

３　府は、第１項の規定による申請を適当と認めなかったときは、申請者あてに登録更新申請却下通知書（様式９）によりその旨を通知しなければならない。

（登録証の再交付）

第10条　登録事業者等は、事業者等登録証を紛失し又は汚損したときは、登録証再交付申請書（様式10）により再交付を府に申請することができる。

２　府は、前項の規定による申請があったときは、申請者あてに事業者等登録証を再交付するものとする。

３　事業者等登録証の再交付を受けた事業者等が、紛失した事業者等登録証を発見したときは、速やかに再交付した事業者等登録証を府に返納するものとする。

（登録の取り消し）

第11条　登録事業者等は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届（様式11）に事業者等登録証を添えて府に届け出るものとする。

２　府は、前項の規定による届出があったとき、又は登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者等の登録を取り消すことができる。

一　太陽光発電システム登録製造者にあっては、第４条第１項の要件を、太陽光発電システム登録施工店にあっては、同条第２項の要件を、太陽光発電システム登録販売店にあっては、同条第３項の要件を、蓄電池システム登録製造者にあっては、同条第４項の要件を、蓄電池システム登録施工店にあっては、同条第５項の要件を、蓄電池システム登録販売店にあっては、同条第６項の要件を欠く事情が生じた、又は当該内容に虚偽があったと判明したとき。

二　登録事業者等が、廃業又は破産したとき。

三　登録事業者等が、第８条第３項の指示に従わないとき。

四　登録事業者等が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

五　登録販売店が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

六　登録事業者等が、正当な理由なく太陽光パネル設置普及啓発事業を通じて知り得た設置者等の氏名や住所等個人情報を太陽光パネル設置普及啓発事業以外で利用し、又は第三者に漏らしたとき。

七　登録事業者等が、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき、

八　太陽光発電システム登録製造者にあっては、事業実施要領第４条第３項の、太陽光発電システム登録施工店にあっては、同条第４項の、太陽光発電システム登録販売店にあっては、同条第５項の、蓄電池システム登録製造者にあっては、同条第６項の、蓄電池システム登録施工店にあっては、同条第７項の、蓄電池システム登録販売店にあっては、同条第８項の役割及び責務等に反したとき。

九　登録施工店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録製造者が登録を取り消したとき。

十　登録販売店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録施工店が登録を取り消したとき。

十一　前各号に規定するほか、府が登録を取り消すことが必要と認めたき。

３　府は、前項までの規定により登録を取り消しするときは、当該事業者等あてに登録取り消し通知書（様式12）により通知する。

４　府は、事業者等あてに登録取り消し通知書により通知したときは、当該事業者等に弁明の機会を与えるものとする。

５　府は、前項の規定による弁明の機会のあと、事業者等登録簿から消除するとともに、公表する。

６　事業者等は、事業者等登録簿から消除されたときは、事業者等登録証を返納しなければならない。

（登録等に要する費用）

第12条　登録、変更または更新等に要する費用は、事業者等の負担とする。

（その他）

第13条　この要領のほか必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成24年8月27日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成24年9月5日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年6月10日より施行する

附則  
（施行期日）

１　この要領は、平成28年1月12日より施行する。

附則  
（施行期日）

１　この要領は、令和元年12月２日より施行する。

附則  
（施行期日）

１　この要領は、令和２年12月25日より施行する。